

2025 年 9 月 12 日

株主各位

東京都千代田区飯田橋三丁目 8 番 5 号

株式会社プロシップ

代表取締役社長 鈴木 資史

株式分割に関する基準日設定公告

当社は 2025 年 7 月 10 日開催の取締役会において、2025 年 10 月 1 日付をもって当社普通株式 1 株を 2 株に分割することを決議しました。

つきましては、この株式分割により株式の割当てを受ける権利の基準日を 2025 年 9 月 30 日と定めましたので公告いたします。

なお、上記株式分割に伴い、会社法 184 条第 2 項の規定に基づき、2025 年 10 月 1 日をもって、当社定款第 6 条の発行可能株式数を 5952 万株から 119,000,000 株に変更いたします。

以上

お知らせ及びご注意

- 株式の分割後のご所有株式に関する案内は 2025 年 10 月下旬にお届出住所にお送り申しあげる予定です。
- 2025 年 10 月 1 日付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
- (1) 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等で手続きをお願いします。
(2) 特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申し出ください。

特別口座管理機関	三菱 UFJ 信託銀行株式会社
連絡先	東京都府中市日鋼町 1-1 三菱 UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部 電話 0120-232-711（通話料無料）

郵送先	〒137-8081 新東京郵便局私書箱第 29 号 三菱 UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部
-----	--